

職員の勤務時間が変更になります

所定労働時間を民間と均衡させるため平成20年度の人事院勧告により、平成21年4月1日から国家公務員の勤務時間が1日あたり8時間から7時間45分に短縮されました。また、秋田県庁をはじめ県内の各自治体でも平成22年4月1日から次のとおり職員の勤務時間を短縮しますのでお知らせします。

なお、このことによる役場の開庁時間に変更はなく、午前8時30分から午後5時15分まで業務を行っていますので、これまでどおりご利用ください。

内 容	現 在	平成22年4月1日から
役場の開庁時間	午前8時30分～午後5時15分	変更ありません
職員の勤務時間	1日8時間1週間40時間	1日7時間45分 1週間38時間45分
休 憩 時 間 (昼休み時間)	正午～午後0時45分	正午～午後1時 (15分延長します)

※昼休み時間の窓口等業務は支障のないようこれまでと同じく対応します。

※保育園などの出先機関においても職員の勤務時間は短縮されますが、施設の開園等時間は変更ありません。

国保加入の皆さまへ

4月は異動の多い時期です。



会社に勤める

転出する



保健がかわる



そんな時

国保に届出が必要です。

届出は、お早めに。(14日以内)

国保は、健康の維持、増進、安定のための相扶共済の組織です。

保健師の転はせない
アドバイス



自覚症状のないまま静かに進行する生活習慣病の予防のためには、健診による健康管理が重要です。定期的に受診することで、年ごとの数値を確認して、異常値に近づいている項目がわかります。

健康な生活のために、年に一度、健診を受けましょう。

